

第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1)量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

当市においても、平成30年12月に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

(2)教育・保育事業の提供区域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

当市においては、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、第1期計画に引き続き、市全体を1つの区域として設定します。なお、地理的な条件により、定員数を変更した場合は、市全体での確保の内容が変動する可能性があります。

(3)具体的な推進方策

● 認定こども園の普及に係る考え方 ●

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。市内には令和2年4月時点で、認定こども園が10園となります。今後も市内の幼稚園設置者に対し、認定こども園についての情報提供を行い、認定こども園への移行を支援します。また、保護者の就労状況に変化があっても保育所を退園・転園せず、同じ園に通い続けることができるという観点から、保育所が認定こども園化を希望する場合、推進に向けて協議していくことを基本とします。

● 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携 ●

「島田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則」に基づき、幼稚園、保育所等と地域型保育事業者との契約等の締結を求め、両者の適切な連携を支援します。

● 子育てのための施設等利用給付 ●

子育てのための施設等利用給付については、各種利用施設に対し、本制度の説明を行い、理解を求めるとともに、可能な限り各施設で取りまとめを依頼するなど、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給に努めます。

● 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督 ●

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切に取り組みます。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業(幼稚園、認定こども園)

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする事業です。

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・~~六合幼稚園~~
- ・金谷幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園エルフのゆめ(旧六合第二保育園)
- ・認定こども園大津保育園
- ・認定こども園くりのみ保育園
- ・認定こども園島田中央幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園エルフのみらい(旧六合第一保育園)
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

(令和25年4月時点)

● 現状・課題 ●

○令和25年4月時点で43園の幼稚園及び1011園の認定こども園となり、いずれも民間で運営されています。

■利用実績(幼稚園・認定こども園幼稚園部)の推移(各年5月1日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用者数(人)	1,479	1,424	1,444	1,239	1,206
定員(人)	2,063	2,063	2,063	1,555	1,555
利用率(%)	71.7	69.0	70.0	79.7	77.6

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,173	1,148	1,122	1,103	1,095
②確保の内容(人)	1,403	1,403	1,403	1,403 1,101	1,403 1,101
幼稚園	0	0	0	0 420	0 420
認定こども園	740	740	740	740 681	740 681
確認を受けない幼稚園	663	663	663	663 0	663 0
過不足(②-①)(人)	230	255	281	300 ▲2	308 6
利用率(%)	83.6	81.8	80.0	78.6 100.2	78.0 99.5

※幼稚園：子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する「確認」を受けた幼稚園をいいます。

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する「確認」を受けない幼稚園をいいます。

● 提供体制と確保の考え方 ●

○子どもの減少に伴い必要量も減少する傾向にあり、1号認定（3～5歳児）及び2号認定（3～5歳児）のうち幼児期の学校教育の利用希望がある子どもは、既存の幼稚園及び認定こども園の定員数で、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

○随時、市内の幼稚園に対して認定こども園に関する情報を提供し、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援します。

(2) 保育事業(保育所、認定こども園等)

事業概要

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育所などで保育する事業です。

実施箇所

【保育所】

(公立)

- ・島田市立第一保育園
- ・島田市立第三保育園

(私立)

- ・島田聖母保育園
- ・ゆたか保育園
- ・初倉保育園
- ・金谷中央保育園
- ・~~くりのみ保育園~~
- ・島田ゆりかご保育所
- ・月坂保育園
- ・こぼと保育園
- ・たけのこ保育園
- ・神谷城保育園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園保育園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園保育園部
- ・認定こども園五和幼稚園保育園部
- ・認定こども園エルフのゆめ(旧六合第二保育園)
- ・認定こども園大津保育園
- ・認定こども園くりのみ保育園
- ・認定こども園島田中央幼稚園保育園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園保育園部
- ・認定こども園エルフのみらい(旧六合第一保育園)
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

【地域型保育事業】

(小規模保育事業所)

- ・しまだなごみ保育園
- ・保育所きぼう島田初倉園
- ・島田のんのん保育園
- ・すばるKaKa保育園
- ・事業所内保育事業所
- ・あみい保育園
- ・~~保育所ちびっこわんぱく~~
- ・こっこ保育園
- ・かなで保育園
- ・こらいと島田

(家庭的保育事業所)

- ・かていdeほいく そら

(令和25年4月時点)

● 現状・課題 ●

○市内には令和25年4月時点で公立2園、私立409園の保育所、私立4011園の認定こども園及び私立9園の地域型保育事業所が**ありません**になります。

○国が女性の社会進出を推進してきた影響等により、保育所利用実績は年々増加してきましたが、子どもの総数の減少傾向に歯止めがかからない状況であることから、利用者数も減少が見込まれます。

■利用実績（保育所・認定こども園保育園部・地域型保育事業所）の推移（各年3月1日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
利用者数(人)	1,735	1,785	1,780	2,045	2,141
0歳児	55	55	54	81	82
1・2歳児	564	586	601	720	761
3歳以上	1,116	1,144	1,125	1,244	1,298
定員(人)	1,809	1,821	1,782	2,055	2,147
利用率(%)	95.9	98.0	99.9	99.5	99.7

※利用実績には、認可外保育所の利用者数等を含んでいません。

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み(人)	1,321	229	784	1,293	225	781	1,264	221	776
②確保の内容(人)	1,436	229	810	1,436	229	810	1,436	229	810
保育所	610	120	387	610	120	387	610	120	387
認定こども園	659	72	305	659	72	305	659	72	305
地域型保育事業	0	37	118	0	37	118	0	37	118
幼稚園の預かり保育	167	0	0	167	0	0	167	0	0
過不足(②-①)(人)	115	0	26	143	4	29	172	8	34
利用率(%)	56.8	35.6	54.8	55.8	35.8	57.9	56.1	35.9	57.6

	令和5年度			令和6年度								
	2号	3号		2号	3号							
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳						
①量の見込み(人)	1,243	1,134	217	245	764	739	1,234	1,060	215	210	752	693
②確保の内容(人)	1,436	1,292	229	204	810	733	1,436	1,283	229	210	810	745
保育所	610	565	120	106	387	354	610	556	120	112	387	366
認定こども園	659	575	72	63	305	275	659	575	72	63	305	275
地域型保育事業	0	0	37	35	118	104	0	0	37	35	118	104
幼稚園の預かり保育	167	152	0	0	167	152	167	152	0	0	0	0
過不足(②-①)(人)	193	158	12	▲41	46	▲6	202	223	14	0	58	52
利用率(%)	56.6	87.8	35.7	120.1	57.9	100.8	58.2	82.6	34.0	100.0	57.9	93.0

● 提供体制と確保の考え方 ●

○2号認定（3～5歳児）、3号認定（0～2歳児）のうち保育希望のある子どもは、ともに既存の保育所・認定こども園等において必要な提供体制を確保できる見込みです。

○引き続き、保育士確保及び弾力運用による受け入れの増や、新制度未移行幼稚園の預かり保育を活用し、受け入れ増を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた以下の事業です。

地域子ども・子育て支援事業の全体像

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (2) 時間外（延長）保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ・子育て世代包括支援センター「てくてく」）
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には一日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援します。

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大しています。

実施箇所

【公設】

- ・島田第一小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第1放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第2放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第1放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第2放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・島田北部4小学校区放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第1放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第2放課後児童クラブ
- ・五和小学校区保育園放課後児童クラブゆめっこ
- ・川根小学校区放課後児童クラブ

【民設】

- ・認定こども園大津保育園放課後児童クラブ
- ・島田市六合放課後児童クラブりんご
- ・神谷城保育園放課後児童クラブ
- ・月坂保育園放課後児童クラブ
- ・放課後児童クラブひみつ基地
- ・そうさん放課後児童クラブ島田
- ・五和保育園放課後児童クラブみんなっこ

● 現状・課題 ●

○市内では公設の児童クラブが ~~45~~16 か所、民設の児童クラブが ~~6~~7 か所設置されています。

○利用希望者の増加に対応し、拡張工事や民間クラブ開設の推奨により総数では確保できているものの、地域によってニーズが異なりミスマッチもあります。

○指導員の確保の面においては、経験年数の浅い指導員を増員するため、質の向上については課題があります。

■利用実績の推移（各年度8月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用者(人)	704	759	826	900	943
定員数(人)	640	690	808	921	1011

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,102	1,074	1,050	1,024 1,130	996 1,103
1年生	372	343	339	334 409	321 388
2年生	305	315	291	287 336	283 339
3年生	247	242	250	231 216	228 216
4年生	127	121	118	122 117	113 107
5年生	37	39	37	36 45	37 46
6年生	14	14	15	14 7	14 7
②確保の内容(人)	1,091	1,091	1,126	1,126 1,103	1,126 1,103
過不足(②-①)(人)	▲11	17	76	102 ▲27	130 0

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和3年度～令和6年度にかけては、必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 地区によってのニーズが異なりミスマッチしている部分については、放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。
- 利用希望者の増加している地区については、学校の余裕教室、近隣の公民館や公共施設等を活用して待機児童を減らしていきます。

● 新放課後子ども総合プランへの対応 ●

① 余裕教室等の活用方策

余裕教室の活用状況等について、学校と定期的に協議を行いながら、使用計画を決定します。

学校に余裕教室が生じた場合は有効活用できるよう状況について協議を行い、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

② 連携による事業の推進体制

「島田市子ども・子育て会議」のもとに、関連する担当部局と連携し、検討・推進を行います。

③ 特別な配慮を必要とする子どもへの対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な子どもの受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受入れの継続に努めます。

④ 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

全ての放課後児童クラブにおいて「放課後児童健全育成事業実施要綱」で定められた開所時間の延長を実施します。

特に長期休暇時の開所時間は、利用希望者のニーズに合わせて、開始時間を早める検討を行っていきます。

⑤ 放課後児童クラブの役割向上方策及び利用者・地域住民への周知方策

見守り等において、地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

子どもにとって、最善の放課後環境を提供するため、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の積極的な情報の発信による理解促進と、継続的な改善に努めます。

(2)時間外(延長)保育事業

事業概要

保育所等の通常保育時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8時間）を超える保育ニーズに対応した事業です。

実施箇所

市内の公立2園、私立10園の保育所、認定こども園9園及び地域型保育事業所9園で実施しています。

（令和2年4月時点）

● 現状・課題 ●

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育所等の通常保育時間を超える保育を必要とする子どもに対して、時間外保育を実施しています。
- 保護者の就労形態の多様化により、やむを得ない理由により、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。

■利用実績の推移（時間外（延長）保育事業）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設数(か所)	17	15	20	21	21
延べ利用者数(人)	609	776	796	812	812

資料：保育支援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	802	790	777	765 1,900	755 2,000
確保の内容(人)	812	812	812	812 1,900	812 2,000

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和2年度～令和6年度にかけて、~~子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を確保できる見込みです。~~ 近年の時間外（延長保育）の需要増加に伴い、計画期間途中にて、量の見込みも増加修正しております。
- 保育所、認定こども園等で引き続き延長保育を実施します。

(3)一時預かり事業

事業概要

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

教育時間を超えて子どもを早朝から、あるいは夕方まで預かる事業です。預かり時間は、園により異なります。

【その他の一時預かり】

未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、又は未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合などの保育ニーズに対応したサービスです。

実施箇所

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

市内8園で実施されています。

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・金谷幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・認定こども園島田中央幼稚園
- ・みどり認定こども園
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園
- ・認定こども園五和幼稚園

【その他の一時預かり】

市内では12か所の保育所及び認定こども園等で実施されています。

- ・専用施設・職員配置のある保育所等
こばと保育園、月坂保育園、認定こども園かわね保育園、しまだなごみ保育園
- ・定員に空きがある場合に受け入れができる保育所等
たけのこ保育園、認定こども園五和保育園、神谷城保育園、
認定こども園大津保育園、金谷中央保育園、あみい保育園、こらいと島田
- ・こども館一時託児（おおむね生後2か月～小学校就学前対象）

（令和2年4月時点）

● 現状・課題 ●

- 幼稚園での預かり保育については、平成27年と比較すると令和元年は減少しています。
- 未就園児を対象とした一時預かり事業（一般型）及び在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）の実施に合わせ、平成30年より一時預かり事業（余裕活用型）の実施ができ、保護者のニーズに対応できている状況です。
- 保育所等での実施において、保育所等に空きがない場合に、保育士不足などを理由に実施できないケースもあります。
- こども館における一時託児では、キャンセルがあったり、急な依頼や託児が重なっている、登録保育士の手配ができない等により受け入れを断ったりすることがあります。

■【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数 (延べ人)	1号認定	21,873	19,432	21,693	16,862	17,720
	2号認定	1,357	1,212	2,261	1,858	2,000

資料：保育支援課

■【その他の一時預かり 保育所等】利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(延べ人)		693	735	901	911	910

資料：保育支援課

■【その他の一時預かり こども館一時託児】利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)		181	290	211	268	200

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	20,021	19,593	19,156	18,838	18,692
確保の内容(延べ人)	23,954	23,954	23,954	23,954	23,954

【その他の一時預かり 保育所等】

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	903	885	881	850	844
確保の内容(延べ人)	911	911	911	911	911

【その他の一時預かり こども館一時託児】

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	200	200	200	200	200
確保の内容(人)	200	200	200	200	200

● 提供体制と確保の考え方 ●

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

- 令和2年度～令和3年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。
- 幼児教育・保育の無償化の影響も考慮しながら、確保量が不足しないよう努めます。

【その他の一時預かり】

- 令和2年度～令和3年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。
- 引き続き、確保量が不足しないように、状況に応じて対応します。
- こども館における一時託児では、登録保育士の確保等により受け入れの断りを少なくするように努めます。

(4)病児・病後児保育事業

事業概要

病氣中、又は病気の回復期の子どもが、保育所や小学校などに通えない状態の場合や、保護者の都合で保育できない場合に一時的に預かる事業です。

実施箇所

病後児保育事業は、市内4か所で実施しています。

- ・島田聖母保育園
- ・認定こども園大津保育園
- ・初倉保育園
- ・認定こども園五和保育園

病児保育事業は、市内1か所で実施しています。(令和2年度から実施)

- ・リバティこどもクリニック リバティ病児保育室 「え〜ら」

● 現状・課題 ●

○平成27年に比べて、平成30年は利用者が約1.2倍に増えていますが、病後児保育の需要には応えられています。

○病後児保育の利用者は、事業を実施している自園の子どもの利用がほとんどであり、自園以外の子どもの利用が少ないため、事業が有効に利用されるよう情報発信等を更に努める必要があります。

■利用実績の推移(病後児保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設数(か所)	4	4	4	4	4
利用者数(延べ人)	648	653	789	775	780

資料：保育支援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

【病後児保育事業】

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	742	731	719	708 950	699 1,000
確保の内容(延べ人)	2,400	2,400	2,400	2,400 4,560	2,400 4,560

【病児保育事業】

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	400	400	400	400 600	400 650
確保の内容(延べ人)	960	960	960	960	960

● 提供体制と確保の考え方 ●

○令和2年4月から開始となる~~した~~病児保育の利用状況を確認し、今後、さらなる需要が見込まれる場合には、新規の施設整備について検討し対応していきます。

(5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業概要

地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員を支援する事業です。対象は0歳（生後2か月）から小学校6年生までの子どもです。

実施箇所

島田市こども館に事務局を置き実施しています。

● 現状・課題 ●

- 依頼会員数は増加傾向にありますが、提供会員数は横ばいで推移しており、活動回数は減少傾向にあります。
- 提供会員数の確保が課題となっており、援助を依頼したくても援助を行う提供会員が少ない場合に活動が成立しない場合もあります。

■ 利用実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
実施施設数(か所)	1	1	1	1	1	
会員数(人)	提供会員	121	127	132	134	130
	依頼会員	246	256	275	289	298
	両会員	35	32	30	23	20
活動回数(延べ回)	917	877	853	783	768	

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ回)	753	738	723	709	695
確保の内容(延べ回)	753	738	723	709	695

● 提供体制と確保の考え方 ●

○令和元年度で提供会員 130 人、依頼会員 298 人、両会員 20 人の会員登録見込みがあります。

○事業を周知し、提供会員の確保と円滑な運営に努めます。

(6)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要

子育て親子及び妊婦の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等を実施する事業です。

実施箇所

市内では、9か所で実施されています。

【公立】1か所

- ・島田市地域交流センター歩歩路（すまいるハウスたまご）

【私立】8か所

- ・ゆたか保育園（子育てふうせん）
- ・島田聖母保育園（シャローム）
- ・認定こども園エルフのゆめ（にこにこ広場）
- ・認定こども園五和保育園（ひよこ）
- ・認定こども園かわね保育園（むくむく）
- ・認定こども園大津保育園（ひばり）
- ・初倉保育園（たんぽぽ広場）
- ・しまだなごみ保育園（ぽかぽか）

● 現状・課題 ●

○年々、利用者は減少傾向にあります。その背景として、保育所に預ける保護者が多くなっていることがあげられます。

○一方で、妊娠期から利用を促進し、保護者を孤立させないように支援する必要があります。

■利用実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数(延べ人)	57,036	57,110	53,026	43,616	45,226

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	40,703	36,632	32,968	29,671	26,703
確保の内容(延べ人)	40,703	36,632	32,968	29,671	26,703

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和2年度～令和3年度にかけて、保育所へ預ける保護者が増えていることから、地域子育て支援センターの利用者が減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。
- 利用したことがない保護者への周知を図り、親子の孤立を防ぎます。また、保健師との連携を強化し、出向けない親子への支援方策等について検討します。

(7)利用者支援事業(子育てコンシェルジュ・子育て世代包括支援センター「てくてく」)

事業概要

子ども、保護者、妊娠している人等が行政窓口や教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、行政の窓口など身近な実施場所で情報提供や必要に応じた相談、助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施箇所

市内では、2か所で実施されています。

【基本型】1か所

- ・市役所内 子育て応援課に子育てコンシェルジュを配置

【母子保健型】1か所

- ・子育て世代包括支援センター「てくてく」(保健福祉センターはなみずき内)

● 現状・課題 ●

○子育て応援課に子育てコンシェルジュ(基本型)を配置し、子育てに関する相談や幼稚園や保育所等の利用についての相談など入園、一時預かりなどの利用についての相談、その他子育てサービスの案内や情報提供など、子育て中の保護者に寄り添った支援を行っています。

○保健福祉センターはなみずき内に子育て世代包括支援センター「てくてく」(母子保健型)を開設設置し、母子保健コーディネーターが妊娠・出産・子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩みに対して相談・訪問支援を行うとともに、関係機関につなぎ連携して支え、切れ目のない支援体制を構築しています。

■子育てコンシェルジュ利用実績の推移(平成30年12月末時点)

1. 活動種別

内容	計
電話による相談対応(件)	73
来庁による相談対応(件)	54
地域に出向いた活動(件) (子育て支援センター等)	179
訪問(件)	12
メールによる相談対応(件)	1
会議出席(件)	47
合計(件)	366

2. 活動内容(主訴)等

内容	計
情報提供の依頼(関係機関との連携)(件)	144
子育て支援サービスの案内(件)	55
保育園・幼稚園の入園相談(件)	37
子育ての悩み相談(件)	18
子育てに関する相談(件)	50
子どもの発達相談(件)	51
訪問等支援活動(件)	11
合計(件)	366

資料：子育て応援課

■子育て世代包括支援センター「てくてく」の利用実績の推移（平成30年度）

1. 活動種別

内容	計
電話による相談対応(件)	118
来庁による相談対応(件)	242
訪問(件)	114
会議出席(件)	53
合計(件)	527

2. 活動内容（主訴）等

内容	計
体調管理(件)	22
発育・発達(件)	21
育児・生活習慣(件)	36
栄養相談(件)	10
親のころに関すること(件)	17
予防接種・健診(件)	235
その他(件)	19
合計(件)	360

資料：健康づくり課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保の内容(か所)	2	2	2	2	2

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 地域子育て支援センター等を巡回するなど、保護者や子どもに寄り添い、解決に向けた支援を行っていきます。
- 子育て世代包括支援センター「てくてく」では、妊娠・出産・子育て期にわたる悩みに対し、相談・訪問指導等を実施しています。

(8)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施内容

生後2か月頃、**市の担当**保健師や助産師が家庭訪問をします。

● 現状・課題 ●

○全戸への訪問を目指し、的確に対象者を抽出し、実施しています。

■利用実績の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(件)	755	707	684	673	664
訪問数(件)	755	704	683	673	664
実施率(%)	100.0	99.6	99.9	100.0	100.0

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(件)	663	653	642	633 590	620 580
確保の内容(件)	663	653	642	633 590	620 580
実施率(%)	100	100	100	100	100

● 提供体制と確保の考え方 ●

○必要な提供体制は十分に確保できており、積極的にアプローチすることにより実施率100%を目指します。

○子育て支援事業の案内や利用を勧め、子育て世帯の孤立を防ぎます。

(9)養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

実施内容

赤ちゃん訪問の実施結果や母子保健事業の実施結果を踏まえ、養育支援が必要な家庭を対象に、市の保健師、看護師及び家庭児童相談員などが訪問します。

● 現状・課題 ●

- 保健師、看護師、家庭児童相談員が連携し、支援体制を整えています。
- 訪問数、延訪問数ともに増加傾向にあるものの、全ての家庭に訪問ができている状況です。

■利用実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問数(世帯)	30	21	28	56	20
延訪問数(世帯)	233	230	327	365	200

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数(世帯)	25	27	30	30 20	30 20
延訪問数(世帯)	250	270	300	300 200	300 200

● 今後の方向性 ●

- 養育支援訪問事業については、**子どもを取り巻く環境の変化により、引き続き訪問世帯数の増加傾向は続くものと思われ**ます。**要保護児童対策地域協議会のケース数が減少傾向にあることから、訪問世帯数も減少するものと思われ**ます。必要な支援を十分に提供することが課題となります。また、複数回訪問することで、母親の不安感や負担感の軽減を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会でのケースから支援が必要な世帯を抽出します。
- 赤ちゃん訪問事業の100%実施により、養育支援が必要な家庭を把握します。

(10)要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業

事業概要

要保護児童対策地域協議会において、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行い、要保護児童等を支援する事業です。

実施体制

要保護児童対策地域協議会は、構成機関の代表者による代表者会議※1 及び実際に活動する実務者から構成される実務者会議※2（児童生徒指導・虐待・DV部会、母子保健・乳幼児部会、障害児等療育部会の3部会）、そして、直接関わっている機関や関係機関の担当者による具体的な対応・支援等を検討する個別ケース対応会議※3 で構成されています。

※1 代表者会議

要保護児童対策地域協議会の構成員の代表者による会議で、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とし、年に1～2回開催し、次の事務を行います。

- ①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ②実務者会議からの活動状況の報告と評価

※2 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議で次の3部会で構成されています。

①児童生徒指導・虐待・DV部会

虐待やDV、非行、不登校、いじめ等のケースの情報を交換し対応を検討します。

②母子保健・乳幼児部会

特定妊婦ケース、赤ちゃん訪問や乳幼児相談、健康診査等で子育てに強い不安やストレスを抱えているケースや、産後うつ、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクを抱えているケース、また子どもに発達上の問題があるケース等について情報の共有化と支援方法を検討します。

③障害児等療育部会

心身障害・発達障害等子どもの発達に配慮が必要と思われる子どもと、子育てに苦慮し、不安を抱えている保護者への支援方法を検討します。

※3 個別ケース対応会議

個別のケースについて、関係する機関の担当者により適時開催され、具体的な対応、支援等を検討します。

● 現状・課題 ●

- 代表者会議、実務者会議は毎年定期的に開催しています。個別ケース対応会議については、具体的な対応・支援の検討を行うため、適時実施します。
- 子育てに不安を持つ保護者や精神的に不安定な保護者の増加など複雑なケースが増えています。そのため、部会を含めた組織の再編を検討しています。

■利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
代表者会議(回)		1	1	1	1	1
実務者会議	児童生徒指導・虐待・DV部会(回)	6	6	6	6	6
	母子保健・乳幼児部会(回)	12	12	12	12	7
	障害児等療育部会(回)	3	3	3	3	3
個別ケース対応会議(回)		72	83	81	82	86

資料：子育て応援課

● 今後の方向性 ●

- 引き続き、定期的な会議の開催により、県児童相談所、学校、医療機関、警察等の関係機関と緊密な連携と情報共有により、問題発生の防止及び対応を的確に行います。
- ~~健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、赤ちゃん訪問の実施等~~島田市版ネウボラ（担当保健師制）による母子保健活動を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めます。
- 障害児等特別な支援が必要な子どもが安心して生活できるよう、健全な発達の支援の充実に努めます。

(11)妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において妊婦健康診査を実施する事業です。

実施内容

母子健康手帳交付時に、公費負担の検査票受診票として、基本健診 14 枚、超音波検査 4 枚、血液検査 1 枚、血算検査 1 枚、GBS検査 1 枚を交付しています。

● 現状・課題 ●

~~○医療機関に委託し、全妊婦に対する基本健診 14 枚、超音波検査 4 枚、血液検査 1 枚、血算検査 1 枚、GBS検査 1 枚の検査票を交付しています。~~

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について説明を行っています。

○里帰り出産などで県外医療機関での妊婦健康診査の受診に対しては、償還払いとしています。

○全妊婦に対して妊婦健康診査の受診票を交付し、受診を促しています。

■利用実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診(件)	9,031	8,478	8,686	7,995	8,306

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診(件)	9,282	9,142	8,988	8,862 7,260	8,680 7,120

● 提供体制と確保の考え方 ●

○必要な提供体制は十分に確保できている状況であり、積極的にアプローチすることにより、受診率 100%を目指します。

(12)子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育し、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

実施箇所

市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣市の施設で受け入れています。

● 現状・課題 ●

○市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣市の施設の受け入れが円滑に行われるよう調整を図っています。

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人)	6	6	6	6 85	6 85
確保の内容(延べ人)	6	6	6	6 85	6 85

● 提供体制と確保の考え方 ●

○保護者のニーズがあった場合に、近隣市の施設の受け入れが円滑に行われるよう、情報の収集と提供に努めます。

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

● 今後の方向性 ●

○国の動向に応じて、教育・保育通園援助事業として、低所得者層等を対象に副食材料費、教材費等の一部を助成していきます。

(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施し、多様な主体の参入を促進する事業です。

● 今後の方向性 ●

○民間の新規事業者の参入に対する支援の手法を検討し、多様な主体の参入を促進します。
○企業主導型保育事業を検討する企業からの相談・支援を行います。